

郡山市上下水道局建設工事等に係る共同企業体取扱要綱

平成16年3月25日制定
令和8年3月31日最終改正
[上下水道局総務課]

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 特定建設工事共同企業体等（第4条－第13条）
- 第3章 経常建設共同企業体（第14条－第21条）
- 第4章 雑則（第22条－第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、上下水道局の発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体又は特定業務委託共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体等」という。）若しくは経常建設共同企業体をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、別表に例示する大規模かつ技術的難度が高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の安定的施工を確保すること等を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「特定業務委託共同企業体」とは、技術力を結集すること並びに経営力及び遂行力を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。

4 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

（共同企業体活用の原則）

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができることと認められる適正な範囲にとどめるものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体等

(対象工事等)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下この章において「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

- (1) 一般土木工事 3億円
- (2) 建築工事 3億円
- (3) 水道施設工事 1億5千万円
- (4) 設備工事 1億円
- (5) 技術的難度の高い工事 別に定める金額

2 前項に掲げるもののほか、設計金額が同項各号に掲げる額の80%以上で、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため技術力等特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

3 特定業務委託共同企業体により行うことができる業務委託（以下この章において「対象業務委託」という。）は、郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月31日制定）第2条第2号に規定する測量等とする。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体等の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の要件)

第6条 対象工事について、特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 発注しようとする工事に係る業種について、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定。以下「資格審査等要綱」という。）第7条に規定する有資格業者名簿の建設工事の登録区分に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月31日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (4) その他必要に応じて定める要件

2 対象業務委託について、特定業務委託共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 発注しようとする業務委託に係る業種について、資格審査等要綱第7条に規定する有資格業者名簿の測量等又は製造・販売の登録区分に登録されていること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (4) その他必要に応じて定める要件

(構成員の組合せ)

第7条 対象工事について、特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、前条第1項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たさなければならない。

(1) 郡山市内に本店を有する者は、発注された工事に係る工事種別について、原則として最上位の等級に格付されている者であること。ただし、工事種別が土木一式工事の場合には、最上位の等級に格付されている者と第2順位に格付されている者との組合せによることができるものとする。

(2) 公告において地域要件が付されている場合は、全ての構成員が要件を満たしていること。

(3) 代表者及びその他の構成員については、それぞれ次に掲げる施工実績を有する者の組合せとなること。

ア 代表者にあつては、同種工事についての元請としての実績

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事についての元請としての施工実績又は同種工事についての下請としての施工実績

(4) その他必要に応じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める要件を満たす者の組合せとなること。

2 対象業務委託について、特定業務委託共同企業体の構成員の組合せは、前条第2項の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、対象案件ごとに管理者が定める要件を満たさなければならない。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体等の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力又は遂行能力の大きい者とする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。なお、最大であるものの出資割合が同じ場合にあつては、施工能力又は遂行能力の大きい者を代表者とする。

2 特定建設工事共同企業体等の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

(構成員となり得る者への周知等)

第10条 管理者は、対象工事及び対象業務委託について特定建設工事共同企業体等として施工又は履行させるとした場合には、公告又は対象者への通知により構成員となり得る者へ周知するものとする。

(入札参加資格審査申請等)

第11条 対象工事の入札に参加しようとする者は、公告において付された要件又はこの要綱において定められた要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、郡山市上下水道局建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して指定された期日までに管理者に提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体構成員表（第1号様式の2）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式に準じる）の写し
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 対象業務委託の入札に参加しようとする者は、公告において付された要件又はこの要綱において定められた要件に該当する者同士で自主的に特定業務委託共同企業体を結成し、郡山市上下水道局業務委託入札参加資格審査申請書（第2号様式の2）に次に掲げる書類を添付して指定された期日までに管理者に提出するものとする。

- (1) 特定業務委託共同企業体構成員表（第2号様式の3）
- (2) 特定業務委託共同企業体協定書（第2号様式の4に準じる）の写し
- (3) その他管理者が必要と認める書類
（共同企業体数が不足する場合）

第12条 対象工事又は対象業務委託を発注する場合において、入札参加資格が承認された特定建設工事共同企業体等の数が、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）第36条第1項に規定する数に満たない場合で、適正な指名競争入札が確保されないと認められるときは、前2条の手続を経て補充するものとする。

（解散の時期）

第13条 契約の相手方となった特定建設工事共同企業体等は、当該請負契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、当該期間満了後、当該工事等につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該工事又は業務委託に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体等は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

（対象工事）

第14条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、格付された等級に対応する設計金額及び当該共同企業体の各構成員が格付された等級のうち上位の等級に対応する設計金額のものとする。

（構成員の数）

第15条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合においては、5者までとすることができるものとする。

（構成員の要件）

第16条 経常建設共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

（構成員の組合せ）

第17条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、前条の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たすものとする。

- (1) 最上位の等級に格付されている者同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付されている者の組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付が最上位の等級となるものであること。ただし、工事種別が土木一式工事の場合には、最上位又は第2順位の等級に格付されている者同士の組合せ及び最上位又は第2順位の等級に格付されている者と第3位以上の等級に格付されている者との組合せで、かつ、当該共同企業体としての格付けが最上位又は第2順位の等級となるものであること。
- (2) 構成員の過半数が県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内業者」という。）であること。

（代表者）

第18条 経常建設共同企業体の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、県内業者であるものとする。

（出資割合）

第19条 経常建設共同企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。ただし、当該共同企業体の構成員数が4者の場合には15パーセント、5者の場合には10パーセント以上であるものとする。

（入札参加者資格審査申請）

第20条 経常建設共同企業体は、競争入札参加資格審査申請をしようとするときは、資格審査等要綱の規定に基づき申請書等を市長に提出し、資格の審査を受けるものとする。

2 1の建設業者が前項の規定により競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

（協定書）

第21条 前条第1項の規定により提出する申請書に添付する経常建設共同企業体協定書は、第3号様式に準じて作成するものとする。

第4章 雑則

(混合入札)

第22条 対象工事等について、単体企業で共同企業体と同等以上の履行能力を有すると認められる者がいるときは、工事等の種類、規模等を勘案し、単体企業と共同企業体の混合による入札（以下「混合入札」という。）とすることができる。

2 混合入札に参加する単体企業は、当該混合入札に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

(特定建設業の許可の有無)

第23条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

第24条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第4号様式に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

2 経常建設共同企業体は、前項の編成表と同時に経常建設共同企業体の出資の割合に関し第5号様式に準じ締結した協定書を管理者に提出するものとする。

3 特定業務委託共同企業体は、構成員全員による共同履行を確保するため、請負契約締結時に第5号様式の2に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、設計事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を管理者に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第25条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成又は業務完成の義務を負うものとする。

2 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合で、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、管理者は、残存構成員からの新規加入承認申請（第6号様式）を提出させ、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

3 特定業務委託共同企業体の業務委託の途中において一部の構成員が脱退した場合で、脱退した構成員が業務履行の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難と認められるときには、管理者は、残存構成員からの新規加入承認申請書（第6号様式）を提出させ、新たな設計業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後起工の伺いを行う建設工事について適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市上下水道局建設工事等に係る共同企業体取扱要綱の規定により結成されている共同企業体については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

対象工事を構成する一部の工種を含む工事及び対象工事と同種の工事一覧表

対象工事の例	対象工事を構成する工事の例	対象工事を構成する一部の工種を含む工事の例 (元請としての実績が必要)	対象工事と同種の工事の例 (下請としての実績でも可)
道路工事	土工 舗装 道路構造物工	宅地工事、運動場工事 ほ場整備工事、擁壁工事	<ul style="list-style-type: none"> 道路一般の工事であって、技術的内容が類似するもの 道路建築工事
橋梁工事	下部工 基礎工 く体工 上部工 床板工 本体（けた）工	堰工事、埠頭、岸壁工事 水門工事、鉄塔工事、水道橋工事	<ul style="list-style-type: none"> 道路・鉄道等橋梁一般の工事であって、技術的内容が類似するもの 建築鉄骨工事は別種工事
トンネル工事	掘削工 支保工 まきたて工事	共同溝工事、地下発電所工事	<ul style="list-style-type: none"> 地中掘削工事があつて地盤、土質等に係る技術的条件が類似するもの
排水機場工事	基礎工 門扉製作・据付工 排水ポンプ製作・据付工	下水道等中継ポンプ場工事	<ul style="list-style-type: none"> 揚排水機場一般の工事
終末処理場 (土木工事)	掘削工 水槽築造工	ビル地下工事	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場工事
建築工事	基礎工事 く体工事 内外装工事	各種建築工事	<ul style="list-style-type: none"> 建築一般の工事 鋼構造の中高建築工事は、その技術的内容に応じ超高層建築工事とは同種の工事とみなし得る場合もある。 その場合、軽量鉄骨造工事等は、超高層建築工事とは同種とみなされない。
建築設備工事	電気工事 重電機工事 弱電気工事 機械工事 空調工事 衛生工事	プラントにおける設備工事	<ul style="list-style-type: none"> 設備一般の工事

第 1 号様式（第11条関係）

郡山市上下水道局建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

共同企業体の名称

所 在 地

申請者（共同企業体の代表者）

商号又は名称

代表者職氏名

作成担当者名

電 話 番 号

郡山市上下水道局発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、申請書類の記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 に
該当していないことを誓約します。

記

希望する工事種別（○印を付けてください。）

01	土木一式工事	09	管工事	17	塗装工事	25	建具工事
02	建築一式工事	10	タイル・れんが・ブロック工事	18	防水工事	26	水道施設工事
03	大工工事	11	鋼構造物工事	19	内装仕上工事	27	消防施設工事
04	左官工事	12	鉄筋工事	20	機械器具設置工事	28	清掃施設工事
05	とび・土工・コンクリート工事	13	舗装工事	21	熱絶縁工事	29	解体工事
06	石工事	14	しゅんせつ工事	22	電気通信工事		
07	屋根工事	15	板金工事	23	造園工事		
08	電気工事	16	ガラス工事	24	さく井工事		

第1号様式の2（第11条関係）

特定建設工事共同企業体構成員表

構成員の入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体	商号又は名称	
	所在地	
	代表者職氏名	
	申請業種	
代 表 構 成 員	商号又は名称	
	所在地	
	代表者職氏名	
	入札参加認定業種	
	許可業種及び許可を有しての営業年数	年
	出資割合	%
	指名停止の有無	有 ・ 無
	申請業種の郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値(※)	点
そ の 他 の 構 成 員	商号又は名称	
	所在地	
	代表者職氏名	
	入札参加認定業種	
	許可業種及び許可を有しての営業年数	年
	出資割合	%
	指名停止の有無	有 ・ 無
	申請業種の郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値(※)	点
そ の 他 の 構 成 員	商号又は名称	
	所在地	
	代表者職氏名	
	入札参加認定業種	
	許可業種及び許可を有しての営業年数	年
	出資割合	%
	指名停止の有無	有 ・ 無
	申請業種の郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値(※)	点

(※)

公告中の入札に参加する者に必要な資格要件により、該当する点数を記入してください。

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）郡山市上下水道局発注に係る〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増額があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きをするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

第2号様式の2（第11条関係）

郡山市上下水道局業務委託入札参加資格審査申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

共同企業体の名称

所在地

申請者（共同企業体の代表者）

商号又は名称

代表者職氏名

作成担当者名

電話番号

郡山市上下水道局発注に係る業務委託の入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、申請書類の記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4に該当していないことを誓約します。

記

希望する業務種別（○印を付けてください。）

40	地上測量	41	航空測量	42	土木設計	43	建築設計
45	調査（不動産鑑定）	46	調査（地質調査）	47	調査（補償コンサルタン ト）	48	調査（その他の調査）

第2号様式の3 (第11条関係)

特定業務委託共同企業体構成員表

構成員の入札参加資格要件

特定業務委託共同企業体		商号又は名称	
		所在地	
		代表者職氏名	
		申請業種	
代表 構 成 員	商号又は名称		
	所在地		
	代表者職氏名		
	入札参加認定業種		
	出資割合	%	
	指名停止の有無	有 ・ 無	
その 他 の 構 成 員	商号又は名称		
	所在地		
	代表者職氏名		
	入札参加認定業種		
	出資割合	%	
	指名停止の有無	有 ・ 無	
その 他 の 構 成 員	商号又は名称		
	所在地		
	代表者氏名		
	入札参加認定業種		
	出資割合	%	
	指名停止の有無	有 ・ 無	

特定業務委託共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 郡山市上下水道局発注に係る〇〇〇〇〇〇業務委託（当該業務委託内容の変更に伴う業務委託を含む。以下「業務委託」という。）の業務

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇特定業務委託共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、業務委託の契約履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増額があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きをするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託しゅん工の都度業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合担保責任)

第18条 当企業体が解散した場合においても、当該業務委託につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇者は、上記のとおり〇〇〇〇〇特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きをするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

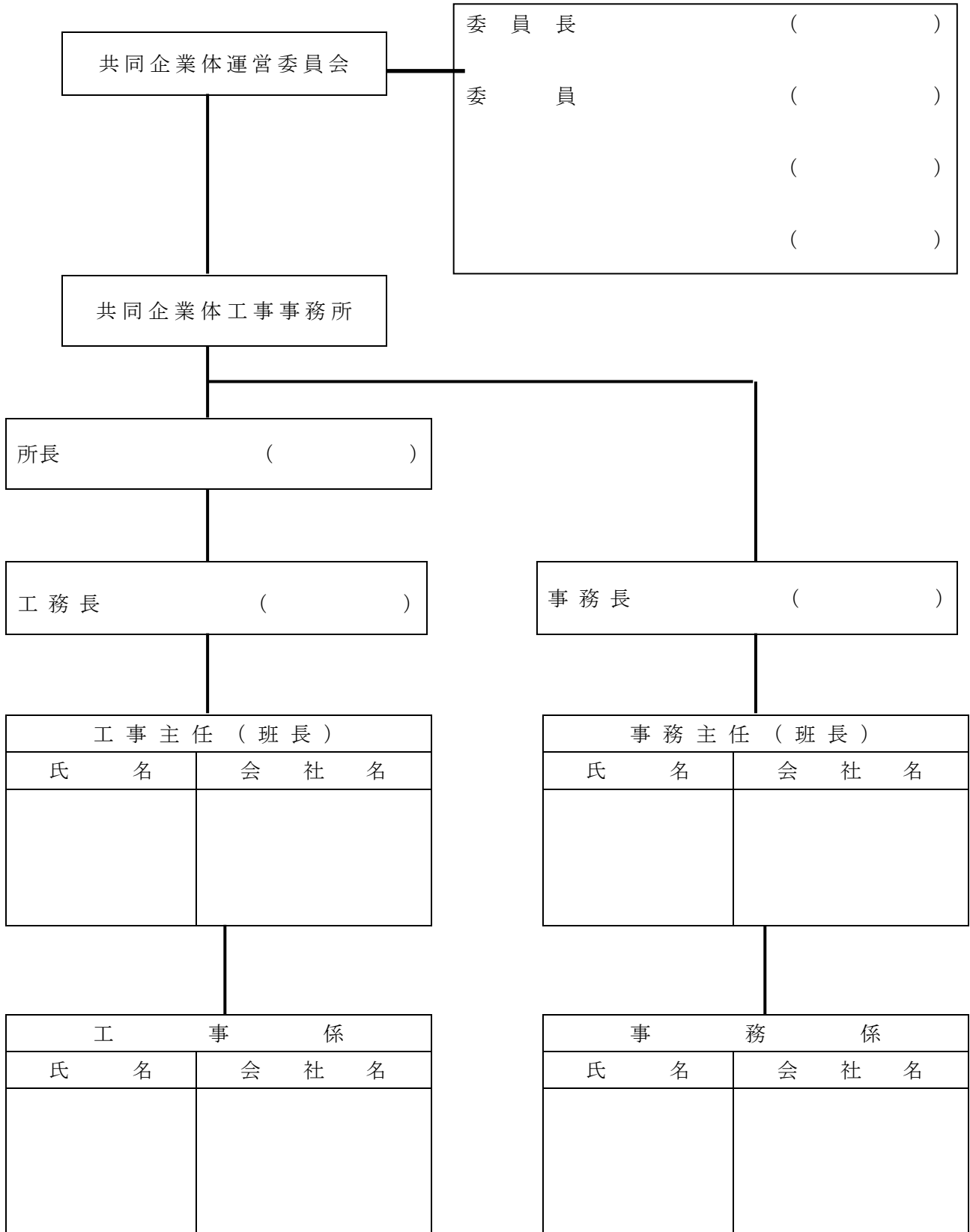
第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合担保責任)

建設工事共同企業体編成表



〇〇經常建設共同企業体の出資割合に関する協定書

郡山市上下水道局発注に係る下記事項について、〇〇經常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増額があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇經常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

〇〇〇〇

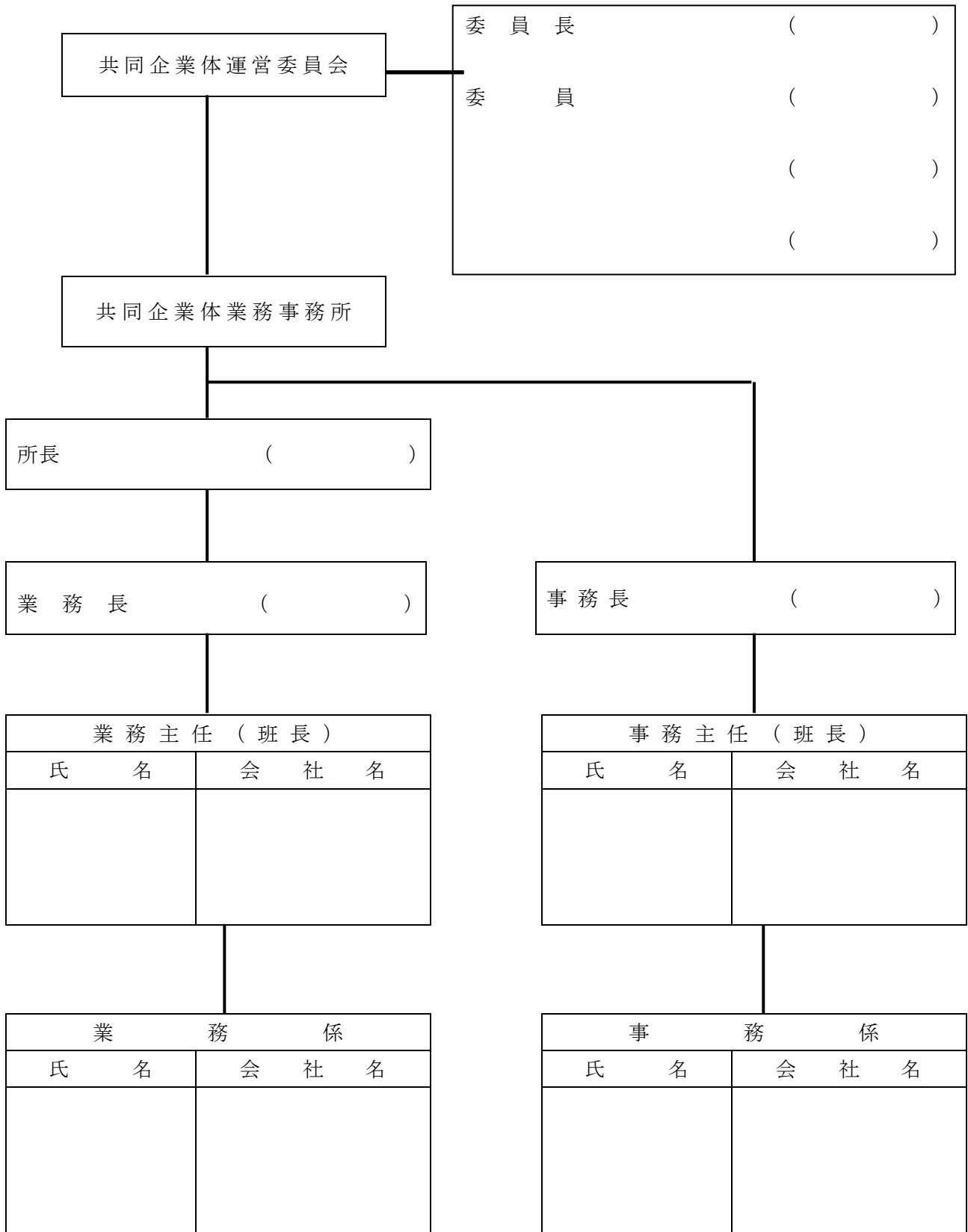
印

〇〇建設株式会社

〇〇〇〇

印

業務委託共同企業体編成表



共同企業体運営委員会

委員長	()
委員	()
	()
	()

共同企業体業務事務所

所長 ()

業務長 ()

事務長 ()

業務主任 (班長)	
氏名	会社名

事務主任 (班長)	
氏名	会社名

業務係	
氏名	会社名

事務係	
氏名	会社名

